

松江市告示第 107 号

松江市若者支援対策事業補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 52 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 29 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------------|---|----------------------|---|
| (補助金交付の目的等) | | (補助金交付の目的等) | |
| 第 2 条 略 | | 第 2 条 略 | |
| 略 | | 略 | |
| 補助金交付の目的 | 困難を <u>抱える</u> 青少年の自立を促すため、青少年の居場所の設置、運営等を行う団体の支援を行う | 補助金交付の目的 | 困難を <u>抱えた</u> 青少年の自立を促すため青少年の居場所の設置、運営等を行う団体の支援を行う |
| 略 | | 略 | |
| 補助金交付の対象である事務又は事業の内容 | 自立した社会生活を営む上での困難を <u>抱える</u> 者が社会との関係を取り戻すための次に掲げる事業 1～5 略 | 補助金交付の対象である事務又は事業の内容 | 自立した社会生活を営む上での困難を <u>有する</u> 者が社会との関係を取り戻すための次に掲げる事業 1～5 略 |
| 略 | | 略 | |
| 終 期 | <u>令和 6 年 3 月 31 日</u> | 終 期 | <u>令和 5 年 3 月 31 日</u> |

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。